市民オンブズマンってどんな団体なの？

1.行政の働きを監視することで、行政による市民の権利や利益を侵害するような不当な行動を防ぐことができます。

2 もう一つは行政機関の透明性が増すことです。オンブズマン制度のような監視制度があれば、これまで明るみに出さないでいたような問題や、対処されるに至らなかった細かな問題までも告発の対象となる場合があり、行政がより市民を意識した責任を持った運営を行う期待があります。

そもそもオンブズマン制度といえばスウェーデンであり、この国から誕生した制度です。スウェーデンのオンブズマン制度は議会によって計 6 名のオンブズマンが任命され、4 年の任期の中で活動します。監視対象は裁判所を含む行政機関と公務員で、最悪の場合には起訴する権限が付与されています。

しかし現実はこのような美しい言葉で語られるようなものではありません。
私たち市民オンブズマン兵庫は2017年8月14日、神戸市が中央区港島地区の各種団体に年間1億　5000万円も支給した補助金は不正なので神戸市に戻すようにと裁判を提起しました。

仮にこの裁判が**勝訴したとしても私たちオンブズマンは1銭も受け取ることもなく、**神戸市に戻るだけです。ただただ市民のお金は正しく使われるべきだとの思いだけで行動しています。ですからこの6年、神戸地裁、弁護士事務所、情報効果のための市役所等への移動などの交通費は全て自腹で活動してきました。

自治会長、学校出入り
市教委「行事で
神戸市が不明朝補助金
活動実態ない団体に
地域複数団体に7000万
副市長報告
2015年 区役
「誰のための学校か」
「市の対応こそ問題」
会長に「特別
神戸・中央区 制
港島団体に計1.5億円支出
16年度 実態ない1300万円返還へ

しかし2023年6月13日の判決は我々の敗訴でした。あまりにも納得しがたい判決に、メンバー全員すぐさま大阪高裁に控訴することを決めました。我々の会員さんは約60名で、会費は年間 3000円です。　もちろん寄付などもありますが、控訴の際の弁護士さんの費用などが次第に苦しくなってきたのが現状です。

つい最近産業競争力が、シンガポール、台湾には遠く及ばず、タイ、インドネシアよりも下になっているのを知って愕然としたところです。様々な分野における世界基準の中でどんどん低下していくこの国の姿に悔しくて仕方ありません。 **劣化しているのは**政治家だけでなく**裁判官もか**（立派な人もたくさんいますが）と信じられない思いです。

沢山ある(7 つ)争点の 1 つだけ記しておきます。

港島ふれあいセンター管理料

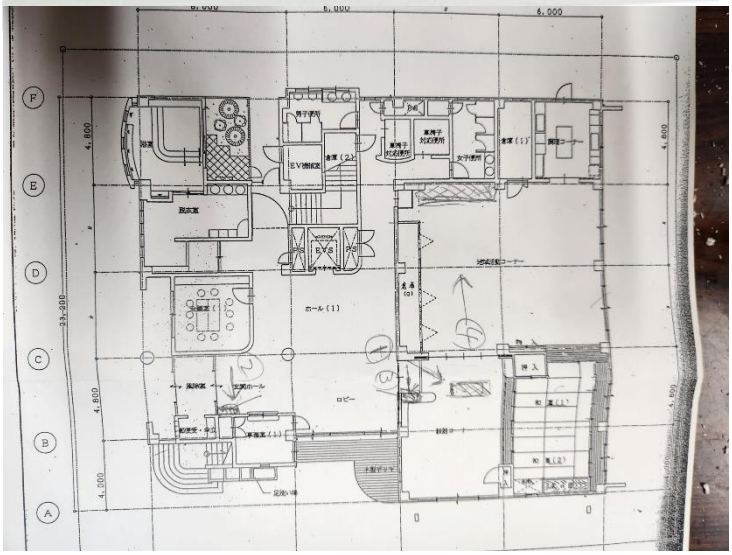

港島ふれあいセンターは 23.2m×26m程度の3階建ての建物で 1Fは港島地域福祉センター(市民参画推進局所管) 2Fは港島児童館(こども家庭局所管)3F はホールと事務室(みなと総局所管)
神戸市と外郭団体の(株)OMこうべはH26.4.1 港島ふれあいセンターのうち、みなと総局の所管部(3 階と共用部分を 1 年間 17464015 円で また 1F,2F 部分は 11185736 円で業務委託契約を結びました。
OM こうべは受託業務の一部を港島福祉協力会に再委託しました。委託料 2057 万円です。
この契約は港島福祉協力会が 4 名の有給職員と1名の無給のボランティアで管理業務に従事する予定で結ばれました。
日本中でボランティアで管理業務(8 時間労働)する人が存在するとは信じられません。(同じことをやっているのに周りの人は420万円以上の収入を得ている。)

私たちは港島ふれあいセンター管理運営業務報告書(日報)のコピーを持っています。
ただ全てとなると膨大な数になるため一部です。

	書式変更 1		書式変更 2	
H26.4.28	H26.5.21	H26.5.23	H26.5.24	H27.3.26
勤務者2名 勤務時間 記載	勤務者6名 勤務時間 記載	★1 会長指示		勤務者、勤務時間欄 なし

業務報告書の書式は書式変更 1 と 2 の 2 回(毎日の日報のコピーを持っているわけではないので 1 回目の変更日はわかりませんが、2 回目は H26.5.24 日で(1 回目から最短 3 日、最超 22 日で変わっています)
この 3 階建ての小さな建物を(株)OM こうべは港島福祉協力会と 3 階+共用部分と 1 階+2 階部分の 2 つの契約を結んでいます。(今回の提訴は 3 階+共用部分(ふれあいセンター部分だけです)

契約日	3 階と共有部分の管理（ふれあいセンター）	1 階、2 階の管理
H26.4.1	1746 万 4015 円	1118 万 5736 円
H27.4.1	2219 万 6000 円	1235 万 6604 円

裁判官は我々の推論は全て認められないとし、裁判官自身は逆に信じられないような主張をしています。

我々の主張

1. 業務報告書の筆跡は全て同じで特定の人（管理人）が書いています。まあこの人ともう一人休日等を考慮すれあと 1 人の 3 名もいれば全体を管理できます。2.5 人くらい。
2. 業務報告書の書式は 3 種類あります。

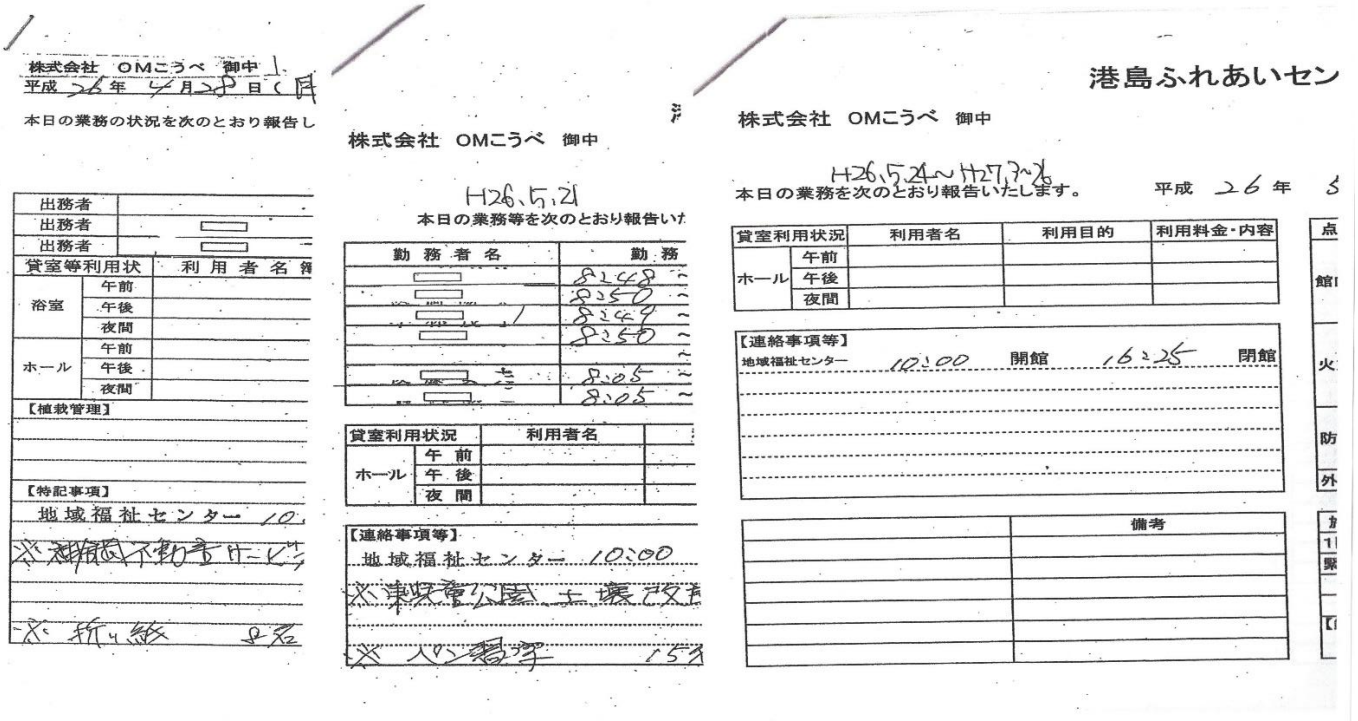

3. 1 番目の H26.4.28 の書式は勤務者と勤務時間の欄があり 4 月 28 日には 2 名が勤務しています。
   2 番目は変わった日時は分かりませんが、H26.5.21 から 23 日の 6, 6, 5 名が勤務し勤務時間も書かれています。（OM こうべ側の主張は有給勤務者 4 名+ボランティア 1 名の 5 名の主張でした。）そして最終日の 5.23 の日報の枠外に勤務者、勤務時間の報告の要なしと★1 会長の指示が書かれており、翌日 H26.5.24 以降（3 番目）**は勤務者および勤務時間の欄はありません**。
   こんないい加減な業務報告書で OM こうべは平気で要求されたお金を支払っています。
   こんな報告書で OM 神戸は言われるがまま 3000 万円以上支出していることは大切な神戸市民のお金を預かっているのだという意識は微塵も感じられません。

   これに対して裁判官は
   判決文 P59 に「OM こうべは上記日報の「出務者」の欄に全員の氏名が記載されていなくとも「植栽管理」「特記事項」「点検事項」「巡回状況」の欄に正しく記載されていれば港島福祉協力会に再委託したふれあいセンターの管理運営状況を把握できると考えられ

る。港島福祉協力会は、出勤簿、タイムカード等により職員の出退勤を管理することが考えられる。**（出勤簿、タイムカード等が被告側からは提出されていない）**
OM こうべは H25.6.22～H26.5.10 の間、港島福祉協力会に対し、上記日報に当日の出務者の全員氏名を記載するよう指導を徹底していなかったこと（**指導していなくともこの期間の日報には出務者の氏名、勤務時間の欄が一番最初にあるのに氏名を書かないのですかね？しかも氏名の欄ははじめから 3 つしかありません。**）、そのため上記期間中の日報には出勤した職員の一部の氏名のみが記載されていたことが推認される。
上記日報の欄に 5 名分の氏名が記載されないことをもって港島福祉協力会が 5 名の業務体制を組んでいなかったと推認するに足ないとおっしゃいます。
裁判官はH26.5.11 以降については無視しています。
3 回目からの（H26.5.24）から職員の名前も、当然勤務時間も書いていない業務報告書です。日本中でこんな業務報告書を認めている市町村があるのでしょうか？

また裁判官はふれあいセンターの業務は管理運営業務、ホールの利用促進、および受付業務、保安業務、緑地管理業務、簡易な清掃業務等多岐にわたり平日の勤務者が 1 人で全てを行うことができたとは考え難いとも述べておられます。

23.2m×26m程度の 3 階建ての建物の 3 階と共用部の建物の管理で、ホールの利用は週 1 回程度のカラオケ大会の受付、あとは掃除と保守業務位で、しかも日曜日は休館日なので、週 6 日で 2 人従事した場合、延べ 12 人。これを 3 人で働けば 1 人 4 日間の出勤で済みます。４日働いて４５０万円ももらえるのです。なぜ５人も必要かわかりません。**２時間働いたらもうすることないはずです。でも裁判官は何としても神戸市の主張のとおり、5 人としたいようです。**

また裁判官は委託料は H26 年と比較したとき H27 年は 590 万円、H28 年は 509 万円増えていることはボランティア職員が有給職員に変わったことを示していると述べています。１人増えて５９０万円も増える意味がわかりません。別に１人増えたとしても、電気代等の管理費用が増えるわけでもないのに。でも説明では１人の人件費に加え修繕費、事務費変動も増額の要因になるそうです。
管理人が増えると修繕費がどうして増えるの？事務費も増えるのですかね？たぶんモンブランの万年筆５本くらい増やしたのかな？
裁判官は広さについては全然触れていません。20 秒も歩けば、端まで行けるような広さの場所になぜ管理人が 5 人も必要なのか（それもこの種の仕事で年収 400 万円以上は破

格と言えるのは？
これで我々の主張が否定されるのには到底納得できません。

こんな不毛な議論をするのではなく、裁判所の権限で H27 年あるいは H28 年の源泉徴収書を取り寄せることができないのでしょうかね。

まだ裁判所を正義が通用する場所だと信じたいので、大阪高裁に控訴します。
ただ控訴するには 2 人の弁護士費用（格安で戦ってもらっています。）
や色々な費用で 50 万円ほどかかります。会費の残りも僅かになっています。

意気に感じた方は是非カンパお願いいたします。

ゆうちょ銀行から	他行から
記号 01170-7　番号　90948	店番 119　預金種目 2（当座）
	口座番号　0090948

市民オンブズマン兵庫　代表　　久保　俊介